

議案第八十一号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

港区立学校設置条例（昭和三十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

同

朝日中学校

同

白金四丁目一番十二号

を

同

朝日中学校

同

白金三丁目十八番二号

に改める。

付則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(説明)

朝日中学校通学区域における小中一貫教育校の建設に伴い、朝日中学校の位置を変更するため、本案を提出いたします。